

戦没者等のご遺族の皆さまへ

第 12 回特別弔慰金が支給されます

支給対象者

・令和 7 年4月1日(基準日)で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

支給順位

- 1 令和 7 年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
(戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。)
- 4 上記1～3以外の戦没者等の三親等以内の親族(甥、姪等)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容

額面 27.5 万円、5年償還の記名国債

請求期限

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

※請求期限を過ぎると第 12 回特別弔慰金を受けることが出来なくなりますので、ご注意ください。

手続きに必要なもの

本人確認書類、戸籍等

※不明な点がございましたら、請求窓口までお問合せください。

請求窓口

〒289-0612

東庄町石出2692番地4

東庄町保健福祉総合センター

東庄町役場 健康福祉課 福祉係

電話0478-80-3300